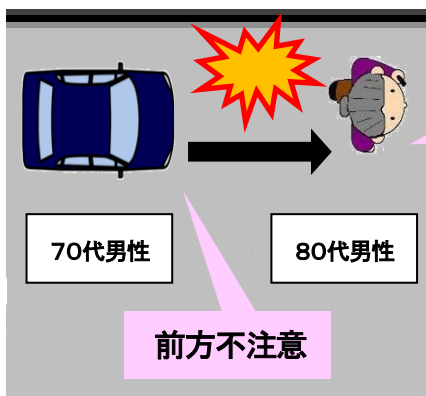




交通事故現場検証

発生日時	令和4年1月中旬 午後5時台 夜
天候	雨
場所	高島市
事故概要	道路左側歩行者と 軽四貨物車の衝突



歩行者は、歩道や歩行者の通行に十分な幅員がある路側帯がない道路では、道路の右側端に寄って通行しなければいけません。
※除外規定あり

令和4年10月末現在、県内で発生した交通事故で20人の高齢者（65歳以上）が亡くなっており、そのうち10人は歩行中の事故でした。

また、10人中8人は道路横断中で、そのうち6人は左からの車と衝突しています。

▷歩行者：夕暮れ時や夜間に外出する時は、明るい色の服装や反射材を着用するなど、自分を目立たせる工夫をしましょう！



▷運転者：「三方よし運転」で交通事故を防ぎましょう！

高齢ドライバーの「三方よし運転」

【三方よし】とは

体調よし！
状況よし！
行き先よし！

◆体調がすぐれない時は、運転を控える

◆天候の悪い日や、夜間・通勤通学時間帯の運転は控える

◆運転する場所は近距離にして、長距離の運転は控える

「三方よし運転」とは、高齢ドライバー自身が運転環境や技能に応じて、自らの意思で運転方法を制限することで、交通事故を未然に防止する取組です。

自転車安全利用五則

令和4年11月1日から
新しくなりました！

1

車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



2

交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

3

夜間はライトを点灯

4

飲酒運転は禁止

5

ヘルメットを着用

交通安全啓発動画



滋賀県警察

滋賀県警察
公式YouTubeにて
配信中

後期高齢者医療制度の改正に伴い

還付金詐欺の増加が 予想されます！



- 1.口座の登録がされていない方には**申請書が郵送**されてきます。
- 2.電話や訪問での登録手続きや職員が通帳等を預かることは、**絶対にありません。**
- 3.ATM操作で払い戻しされることは**絶対にありません。**

詳細は滋賀県の「後期高齢者医療広域連合」
または、市役所「後期高齢者担当窓口」まで
お問い合わせをお願い致します。

施設の窓口に掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム
TEL 077-522-1231 (代表) Eメール x0022@police.pref.shiga.jp